

2026 年 8 月 10 日

お客さま各位

大阪厚生信用金庫

「当座勘定規定」及び「キャッシュカード規定」改定のお知らせ

平素は大阪厚生信用金庫をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として、2026 年 9 月 1 日より当座預金の払戻請求書による払戻し及び IC キャッシュカードの発行を開始することに伴い、下記のとおり当座勘定規定（一般用）及びキャッシュカード規定を一部改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されますのであらかじめご了承ください。

何卒ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 取扱開始日（当座預金規定等の改定日）

2026 年（令和 8 年）9 月 1 日（火）

2. 改定内容

下表（新旧対照表）の横線のとおり改定します。

◇当座勘定規定（一般用）新旧対照表◇

新（改定後）	旧（改定前）
第 9 条（手形・小切手の支払い等） （1）小切手が支払のために提示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2026 年 11 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。 （2）略	第 9 条（手形・小切手の支払い（追加）） （1）小切手が支払のために提示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。（追加） （2）略

(3) 当座勘定からの払戻しの場合には、次のいずれかの方法で行ってください。 ①当金庫所定の払戻請求書に、届出の印章による記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる書類（当座勘定入金帳・IC キャッシュカード・当座勘定照合表など）とともに取引店に提出する方法。 ②IC キャッシュカードによる方法 なお、IC キャッシュカードの取扱方法については、この規定による他「キャッシュカード規定」または「法人キャッシュカード規定」により取り扱います。 ③小切手を使用する方法 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、口座名義人からの取り扱いに限ります。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。 第10条（手形・小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年11月30日までに振出してください。 (2) 取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙である	(3) 当座勘定からの払戻しの場合には、<u>小切手を使用してください。</u> <u>①～③追加</u> <u>(4) 追加</u> 第10条（手形・小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振り出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>(追加)</u> (2) 取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙である
---	--

こと、かつ 2026 年 11 月 30 日まで に振出された手形であることを確認 してください。 (3) ～ (7) 略 第 14 条 (手数料の引き落とし) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割 引料、手数料、保証料、立替費用、そ の他これに類する債権が生じた場合 には、小切手または払戻請求書によ らず、当座勘定からその金額を引き 落とすことができるものとします。 (2) 略 第 15 条 (支払保証) 小切手の支払保証はしません。 第 18 条 (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、払戻請求書または諸届 け書類または当金庫所定の印鑑スキャ ナに使用された印影または署名 (電磁的記録により当庫に画像とし て送信されるものを含みます) を、届 出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注 意をもって照合し、相違ないものと 認めて取り扱いましたうえは、その 手形、小切手、払戻請求書、諸届け書 類につき、偽造、変造その他の事故が あっても、そのために生じた損害に ついては、当金庫は責任を負いませ ん。 (2) 手形、小切手として使用された用紙 (電磁的記録により当庫に画像とし て送信されるものを含みます) を、 相当の注意をもって第 8 条の交付	ことを (追加) 確認してください。 (3) ～ (7) 略 第 14 条 (手数料の引き落とし) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割 引料、手数料、保証料、立替費用、そ の他これに類する債権が生じた場合 には、<u>小切手によらず</u>、当座勘定から その金額を引き落とすことができる ものとします。 (2) 略 第 15 条 (支払保証<u>に代わる取扱い (削 除)</u>) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、 その請求があるときは、当金庫は自己宛小 切手を交付し、その金額を当座勘定から引 落します。(削除)</u> 第 18 条 (印鑑照合等) (1) <u>手形、小切手、(追加)</u> または諸届け 書類または当金庫所定の印鑑スキャ ナに使用された印影または署名 (電 磁的記録により当庫に画像として送 信されるものを含みます) を、届出 の印鑑 (または署名鑑) と相当の注 意をもって照合し、相違ないものと 認めて取り扱いましたうえは、その <u>手形、小切手、(追加)</u>、諸届け書類 につき、偽造、変造その他の事故が あっても、そのために生じた損害に ついては、当金庫は責任を負いませ ん。 (2) 手形、小切手として使用された用紙 (電磁的記録により当庫に画像とし て送信されるものを含みます) を、 相当の注意をもって第 8 条の交付
---	--

用紙と認めて取扱いしましたうえは、その用紙に模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) 略 第19条(振出日、受取人記載漏れの手形・小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載がないものが提示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年11月30日を超えて振り出されたもの、または振出日記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 第20条(線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(又は届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年11月30日を超えて振り出されたもの、または振出日記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 略 第21条(自己取引手形等の取扱い) (1) (略) <u>なお、2026年11月30日を超えて振り出されたもの、または振出日記載がないものが呈示されたときは、当庫の判断により支払いを拒絶することが</u>	用紙<u>を</u>認めて取扱いしましたうえは、その用紙に模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) 略 第19条(振出日、受取人記載漏れの手形・小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり(削除)</u>記載してください。<u>もし、(削除)</u>小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載がないものが提示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>(追加)</u> 第20条(線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(又は届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>(追加)</u> (2) 略 第21条(自己取引手形等の取扱い) (1) (略) <u>(追加)</u>
---	--

できるものとします。 (2) 略	(2) 略
---------------------	-------

◇小切手用法・約束手形用法・為替手形用法 新旧対照表◇

小切手用法

新（改定後）	旧（改定前）
2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 なお、2026年11月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>(追加)</u>

約束手形用法

新（改定後）	旧（改定前）
3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 なお、2026年11月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ（削除）</u> 記入してください。 <u>(追加)</u>

為替手形用法

新（改定後）	旧（改定前）
4.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 なお、2026年11月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	4.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ（削除）</u> 記入してください。 <u>(追加)</u>

◇キャッシュカード規定 新旧対照表◇

新（改定後）	旧（改定前）
1. カードの利用 普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）、貯蓄預金 および	1. カードの利用 普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）、貯蓄預金 <u>(追加)</u>

び当座預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会、通帳記帳などの取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）を使用して、次の場合に利用することができます。 ① 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の自動機を使用して普通預金、貯蓄預金および当座預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。ただし、当座預金は当金庫の自動機でのご利用に限ります。 ② 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金支払い業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の自動機を使用して預金の払戻しをする場合。ただし、当座預金は当金庫の自動機でのご利用に限ります。 ③ 当金庫および支払提携先のうち当金庫が自動機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。ただし、当座預金は当金庫の自動機でのご利用に限ります。 ④（略） 2. 自動機による預金の預入れ （1）略 （2）略	加）について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会、通帳記帳などの取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）を使用して、次の場合に利用することができます。 ① 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の自動機を使用して普通預金、貯蓄預金 <u>（追加）</u>（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合 <u>（追加）</u> ② 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金支払い業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の自動機を使用して預金の払戻しをする場合。 <u>（追加）</u> ③ 当金庫および支払提携先のうち当金庫が自動機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。 <u>（追加）</u> ④（略） 2. 自動機による預金の預入れ （1）略 （2）略 <u>（3）当該預金口座についてカードによる預入れがあった場合に発行する「利用明細票」は、カード発行の際に送付します「現金自動取引機専用通帳」に綴り込んで保管し</u>
--	---

3. 自動機による預金の払戻し (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書（当座預金については、払戻請求書または当座小切手）の提出は必要ありません。 4. (略) この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書（当座預金については、払戻請求書または当座小切手）の提出は必要ありません。 7. (略) なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。ただし、当座預金は通帳発行を行いません。 14. 解約、カードの利用停止等 (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当金庫普通預金規定、貯蓄預金規定、当座勘定規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。 16. 規定の適用 この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、当座勘定規定および振込規定により取扱います。	<u>てください。</u>（削除） 3. 自動機による預金の払戻し (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書（追加）の提出は必要ありません。 4. (略) この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書（追加）の提出は必要ありません。 7. (略) なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。<u>（追加）</u> 14. 解約、カードの利用停止等 (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当金庫普通預金規定、貯蓄預金規定（追加）により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。 16. 規定の適用 この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定（追加）および振込規定により取扱います。
---	---

◇法人キャッシュカード規定 新旧対照表◇

新（変更後）	旧（変更前）
1. カードの利用 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「預金」といい	1. カードの利用 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下「預金」といい

ます。)、当座預金について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。))は、当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会、通帳記帳などの取引が可能な機器(以下「自動機」といいます。))を使用して、次の場合に利用することができます。 ① 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。))の自動機を使用して普通預金(以下「預金」といいます。))に預入れをする場合。ただし、当座預金は当金庫の自動機に限ります。 ② 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金支払い業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。))の自動機を使用して預金の払戻しをする場合。ただし、当座預金は当金庫の自動機に限ります。 ③ 当金庫および支払提携先のうち当金庫が自動機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。))の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。ただし、当座預金は当金庫の自動機に限ります。 3. 自動機による預金の払戻し (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書(当座預金については、払戻請求書または当座小切手)の提出は必要ありません。 7. (略) なお、預入れまたは払戻した金	ます。)<u>(追加)</u>について発行したキャッシュカード(以下「カード」といいます。))は、当該預金口座について、預入れ・払戻し・振込・振替・残高照会、通帳記帳などの取引が可能な機器(以下「自動機」といいます。))を使用して、次の場合に利用することができます。 ① 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。))の自動機を使用して普通預金(以下「預金」といいます。))に預入れをする場合<u>(追加)</u> ② 当金庫および当金庫が自動機の共同利用による現金支払い業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。))の自動機を使用して預金の払戻しをする場合<u>(追加)</u> ③ 当金庫および支払提携先のうち当金庫が自動機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。))の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。<u>(追加)</u> 3. 自動機による預金の払戻し (1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書<u>(追加)</u>の提出は必要ありません。 7. (略) なお、預入れまたは払戻した金
--	--

額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。ただし、当座預金は通帳発行を行いません。 14. 解約、カードの利用停止等 (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当金庫普通預金規定、当座勘定規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引がある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。	金額とは別に、自動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。<u>(追加)</u> 14. 解約、カードの利用停止等 (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当金庫普通預金規定 <u>(追加)</u>により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引がある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
--	---



大阪厚生信用金庫

以上